

つくば市監査公表第10号

平成29年11月27日

つくば市監査委員 萩谷 孝男

つくば市監査委員 宮本 孝男

つくば市監査委員 金子 和雄

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

第1 監査の執行者

つくば市監査委員 萩谷 孝男

つくば市監査委員 金子 和雄

第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等に対する監査

第3 監査等の実施期間

平成29年7月11日から平成29年10月30日まで

第4 監査の対象

所管課 教育局教育総務課

補助団体 つくば市中学校体育連盟

第5 監査の範囲

平成28年度につくば市が交付した補助対象事業の運営状況，その他の事務の執行状況

第6 監査の方法及び着眼点

監査の実施に当たっては，次の事項を主な着眼点とし，関係帳簿・関係資料を調査するとともに，所管課及び団体関係職員からの説明を聴取するなどの方法で実施した。

1 所管課

- (1) 補助金の決定は，要綱，予算等に適合しているか。
- (2) 補助金の支出手続きは，条例，規則，要綱等に従い行われているか。
- (3) 団体への指導監督は適切に行われているか。

2 補助団体

- (1) 補助事業等は目的，交付条件に沿って適正に執行されているか。
- (2) 補助金の管理運用，会計処理及び財産の管理は適正に行われているか。
- (3) 出納関係諸帳簿の整備，記帳は適正に行われているか。

第7 補助金の概要

1 補助金の名称

平成28年度つくば市中学校体育連盟補助金

2 補助金の交付目的

つくば市中学校体育の健全なる普及発達を図ることを目的とする。

3 補助対象経費

- (1) 講師に対する謝礼及び旅費
- (2) 消耗品費
- (3) 食糧費（競技会時ボランティアに対する弁当代に限る。）
- (4) 印刷製本費
- (5) 役務費（外部審判傷害保険料に限る。）
- (6) 使用料及び賃借料
- (7) 負担金（県中体連分担金に限る。）
- (8) その他事業のために必要な経費で、市長が適切と認めたもの。

4 補助金額

1,745,000 円

第8 補助団体の概要

1 名称 つくば市中学校体育連盟

2 所在地 つくば市篠崎 475

3 執行体制（平成 28 年度）

(1) 役員等 12 名

会長 1 名，副会長 2 名，監事 2 名，理事長 1 名，副理事長 2 名，幹事 2 名
会計 2 名

(2) 専門委員長 13 名

(3) 評議員 17 名（各中学校長）

(4) 理事 17 名（各中学校より 1 名）

第9 監査の結果

監査の結果、指摘、要望事項を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。なお、監査の過程において、口頭で注意した事項については、速やかに対応されたい。

【指摘事項】

1 補助団体

(1) 団体の会計処理において、会計規程の整備がなく、支出根拠となる領収書等の証拠書類が不備なものや、立替えによる支払いを数ヵ月後精算しているもの、また収入、支出伝票の起票がされていないものが見受けられた。今後は、会計規程の諸規程などを整備し、責任体制が確立されるよう努められたい。

また、収入、支出伝票については、教職員が別の学校に在籍しているため作成が困難とのことではあるが、専門部の職員と会計担当職員、及び決裁権者等で協議し、適切な事務手続きを徹底されるよう検討されたい。

(2) 交付要項第4条第1項第5号に外部審判傷害保険料が補助対象経費となっているが、現在未加入であった。体育連盟で実施する各大会等は、その性質上事故や怪我が発生しやすいため、大会等の主催者として、補償等の整備について敏速に対応されたい。

【要望事項】

1 所管課

(1) 役員会や各種大会の準備等は、年度当初から実施しているため、運営資金の立替え払いが生じている。このリスクを低減化するためにも、現在、つくば市中学校体育連盟の要項を単年度で制定しているところを、継続できる要綱とするなど、早期に補助金交付ができるよう検討されたい。

(2) 市内の各中学校の校長，体育主任，及び競技種目別専門部の教職員をもって構成する団体であるため，内部統制が図りにくいところが課題である。所管課と団体が密に協議し，課題解決に向けて助言，指導をするとともに，所管課へ一部業務移譲をするなどし，教職員の業務削減に努力されたい。

2 補助団体

(1) 各種大会に必要な購入物品については，学校と体育連盟の区分を明確にし，混同しないよう保管願いたい。また，補助金の諸経費において，余剰金があれば返還し，必要な物品等を購入するよう努められたい。